

公益社団法人沖縄市シルバー人材センター 就業基準に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人沖縄市シルバー人材センター(以下「センター」という。) 会員就業規約に基づき、会員の適正就業と安全就業ならびに公平な就業機会を提供するため、就業の要件、期間及び適否、その他の就業基準(以下「就業基準」という。)を定めることを目的とする。

(就業の要件)

第2条 会員への就業機会の提供にあたっては、入会申込書兼会員票ならびに会員状況調査等により希望職種、健康状態、就業意欲、必要な技能および経験、その他を参考にし当該会員の合意を得て決定する。

2 前項の決定にあたり、必要があると認めるときは、当該会員に係る医師の診断書の提出を求めることができる。

(就業期間)

第3条 就業期間は、次のとおりとする。

- (1) 単発の就業については、就業開始から終了までとする。
- (2) 継続の就業については、同一就業場所における期間は、原則1年間とする。但し、発注者が契約更新時、就業成績が優良と評価し、かつ、その会員が引き続き就業を希望する場合、就業期間は3年を限度に、1年ごとに更新することができる。
- (3) 当該就業を他に希望する会員がいない場合及びローテーション就業の状況により1年延長することができる。
- (4) 就業期間は、毎年6月1日を起算日とし、年度中6ヵ月以上継続して就業した場合は1年として算入する。

(就業時間及び就業日数)

第4条 就業時間及び就業日数は次のとおりとする。

- (1) 1日の就業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとし、その間、昼食1時間及び午前15分間、午後15分間の休憩時間をとることができる。ただし、就業時間は、職種によって変更することができるものとする。
- (2) 1ヶ月の就業日数は、軽易な業務に係る就業を除き、おおむね10日以内とする。

(期間満了通知等)

第5条 就業会員に対して就業期間満了通知を就業期間1ヵ月前までに文書(様式第1号)または、口頭で行うものとする。

(就業場所の変更等)

第6条 毎年度、第3条の規定による期間が満了する会員については、就業期間の長い順に就業場所の変更等を行うものとする。

2 多数の会員が就業している班(グループ)で3年以上の継続年数同等の者が多数存在するときは、抽選によるものとする。

3 継続就業会員の交替は毎年6月に実施し、おおむね3分の1の数を移動するものとする。

(就業の確保)

第7条 安全・適正就業委員会は、就業の開拓・創出及び会員の公平・公正な就業の確保に関する調査・研究に努める。

(複数就業の制限)

第8条 会員が継続して就業する場合は、1人について1就業とする。ただし、単発の就業については、適用しないものとする。

(危険・有害な作業の制限)

第9条 会員は、就業現場で危険・有害な作業に従事しないようにするとともに、高齢者にふさわしくないと判断される作業については、センターに報告して、指示を受けなければならない。

2 高齢者にふさわしくない作業としては、以下のとおりとする。

(1) フォークリフト、クレーン等の操作

(2) プレス機械、重量機器等の操作

(3) 高所作業

(4) 有害物質の取り扱い

(就業の制限)

第10条 就業会員が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、就業期間中に拘らず交代させるものとする。

(1) 健康に不安があり、就業に支障があると認められる。

(2) 就業意欲が低調であると認められる。

(3) 就業態度に誠実さがなく、就業時間を守らないことが多いと認められる。

(4) 言動が悪くグループ就業、ローテーション就業に支障を来すと認められる。

(5) 発注者との間ならびに市民及び会員との間にトラブルが多く、センターの信用を損なうおそれがあると認められる。

(6) 事故が多く、安全就業に欠けると認められる。

(7) 就業に必要な知識、技能習得意欲に欠けると認められる。

(8) 就業現場で、特定の思想や宗教の勧誘、および物品の販売を行っている認められる。

(9) 職群班長及び職種リーダー等の指示に従わないと認められる。

(10) その他、該当就業上適正を欠き、就業規約、就業基準に反してセンターの信用を損なうおそれがあると認められる行為があったとき。

(意義申立)

第 11 条 前条の各号により交替させられた就業会員は、納得出来ない場合、就業審査委員会に意義申立て(様式第 2 号)ができるものとする。

(就業審査委員会の設置)

第 12 条 前条の規定により、就業審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は 4 名の委員で構成し、理事長が委嘱する。

(1) センター理事

(2) 安全・適正就業委員長

(3) 職群班長

(4) センター事務局職員

3 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員により互選する。

5 委員長は、会務を運営し、委員会を代表する。

(委員会の運営)

第 13 条 委員会は、第 11 条にかかる申立会員の就業状況等につき、速やかに審査し、その結果を理事長に報告するものとする。

2 委員会の協議内容は、非公開とする。

(参考意見の聴取)

第 14 条 委員会は、審査において当該事案の関係者から意見を聴取することができる。

(庶務及び経費)

第 15 条 委員会の庶務は、センター事務局において処理し、経費は予算の範囲内で支出する。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 18 日から施行する。

様式第 1 号

就業期間満了通知書

会員番号		氏名	様
就業件名 (内容)			
就業場所			
就業期間 満了日	平成 年 月 日にて満了		

就業基準に関する要綱第 5 条に基づき、上記のとおり就業期間が満了しますので通知します。

平成 年 月 日

公益社団法人 沖縄市シルバー人材センター
理事長

異議申立書

平成 年 月 日

就業審査委員会 殿

申立人

住 所 沖縄市

会員番号

氏 名

電 話

平成 年 月 日付で交替させられた処分について、不服があるので就業基準に関する要綱第11条により、下記のとおり異議申立をします。

記

1. 交替前の就業場所

2. 申立理由

承認決済		
理事長	常務	事務局長

就業制限申請書

平成 年 月 日

公益社団法人沖縄市シルバー人材センター

理事長 殿

申請人 担当職員 印
現場班長 印

下記の会員は、就業基準に関する要綱第 10 条第 号に該当する行為等が認められますので、交替することをご承認下さい。

記

会員氏名

会員番号

就業場所

申請理由(詳細)

沖シセ発第 号
平成 年 月 日

殿

公益社団法人沖縄市シルバー人材センター
理事長

就業期間満了通知書

貴職場で現在就業しております下記会員の就業期限が到来します。つきましては、公益社団法人沖縄市シルバー人材センター就業基準に関する要綱第5条に基づき、就業会員に通知しましたのでお知らせいたします。

記

就業会員氏名

就業期間満了日 平成 年 月 日

現在の就業場所

追伸 新規交替会員につきましては、事前に担当者が打ち合わせに伺いますので宜しくお願いいたします。